

# 兵庫県公報

令和8年3月5日 木曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 財政基金条例の一部を改正する条例（財政課） .....	1

## 公布された法令のあらまし

### ◎財政基金条例の一部を改正する条例（条例第4号）

県税収入等の歳入の増加に伴い年間の収支に係る剰余金の額が生ずることが見込まれる場合において、当該額として予算で定める額を財政基金に積み立てることができるよう、所要の整備を行うこととした。

## 条 例

財政基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県条例第4号

#### 財政基金条例の一部を改正する条例

財政基金条例（昭和36年兵庫県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 予算で定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。